

特別支援学校の現状と課題

瀧澤 雄三^{*1}

The Present Conditions and a Problem of the School for Disabled Boys and Girls

Yuzo TAKIZAWA

This paper focuses on the school for disabled boys and girls by grasping and analyzing the condition of the change of the acceptable sort of handicap and the system of acceptance after the revision of law, and also by showing its issues and problems.

KEYWORDS : the school for disabled boys and girls, conditions, acceptable sort of handicap, system of acceptance, issue

1. 研究の背景と目的

文部科学省は、近年の児童生徒の障害の重度化、重複化、多様化に対応するための特別支援教育の在り方の検討^{注1)}、そしてそれを推進するための制度改正の検討^{注2)}をしてきた。

これを受け、平成 19 年 4 月には学校教育法等の一部改正が行われ、平成 19 年度から従来の盲学校、聾学校、養護学校^{注3)}は、多様な障害種を受け入れることのできる「特別支援学校」へと転換されることとなった。

この特別支援学校は、LD や ADHD^{注4)}等の児童生徒の在籍する普通学校も含め、地域の特別支援教育（障害児教育）の核としての役割が強く打ち出されている。また、特別支援学校の教員は、受け入れ児童生徒の障害の多様化に対応するため、従

来の盲学校、聾学校、養護学校のそれぞれに対応した教員免許状から、複数の障害に対応できる「特別支援学校教員免許状」に一本化されることとなった。これにより例えば、従来の盲学校や聾学校は各県に 1 校程度しかなく、遠距離のため寄宿舎生活を余儀なくされる子どもも多数いたが、今後は近くの旧養護学校等への通学の道も開かれることになる。

このように、本法改正は障害児教育の大きな変換点となるものである。本研究では、法改正後 3 年目を迎える特別支援学校に視点をあて、現時点での学校名称の変更状況や受け入れ障害種の変化、受け入れ体制の現状と課題等を把握分析し、今後の特別支援学校の計画にあたっての基礎資料を得ることを目的としている。

*1 建築学科(Dept. of Architecture) E-mail: takizawa@oyama-ct.ac.jp

2. 研究方法

研究方法是、プレ調査として栃木県内の聾学校、養護学校、それぞれ1校ずつに対し、訪問ヒアリング調査を実施した。それを踏まえ、全国の特別支援学校に対し、開設年度、旧学校種、名称変更状況、学部保有状況、受け入れ障害種の変化、受け入れ体制の現状と課題、児童生徒の転出・転入状況、職員体制、学校運営、支援者受け入れ状況等を内容とするアンケート調査を実施した。アンケート調査は、平成21年7月に郵送による悉皆調査を行った。アンケート回収状況は、全特別支援学校1,078校の内、553校から回答を得た。(表1)回収率は51.2%であった。

表1 アンケート回収校の内訳

		回収数(校)
盲学校		33
聾学校		43
養護学校	知的障害	159
	肢体不自由	51
	病虚弱	49
特別支援学校		218
合計		553

3. 名称変更状況 (図1)

旧学校名(盲学校・聾学校・養護学校)から特別支援学校への名称変更を行っている学校は、全体でみると4割である。

これを学校種別にみると、比較的名称変更が多いのは養護学校であり、中でも知的障害児養護学校が最も多く、ほぼ2校に1校が名称変更を行っている。

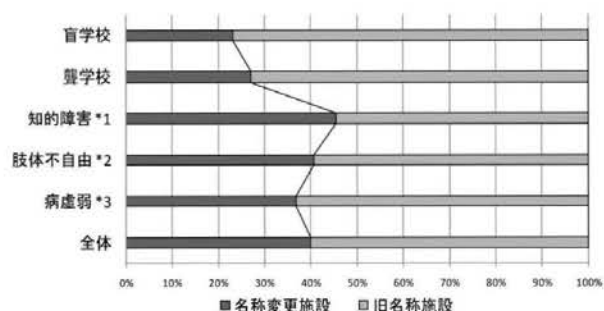


図1 学校種別にみた名称変更状況

逆に、盲学校、聾学校は旧学校名のままのものが多く、現時点での名称変更は4校に1校程度にとどまっているのが現状である。

4. 教職員の状況

4.1 教職員数について (表2)

学校種別に児童生徒1人当たりの教職員数をみると、0.6人～2.0人と学校種により大きな差があることが分かる。突出して多いのは盲学校であり、児童一人あたり2.0人の教職員がいる。盲学校以外の学校は比較的差は少なく、0.6人～0.9人となっている。

表2 児童生徒一人当たりの職員数

	生徒一人当たりの職員数
盲学校	2.0
聾学校	0.7
知的障害	0.8
肢体不自由	0.9
病虚弱	0.8
特別支援学校	0.6
平均	0.9

4.2 教職員の対応状況 (図2)

全体でみると【現教職員で対応できている】と回答した学校は約6割に過ぎず、残り4割の学校では現状の職員数では苦慮している実態が浮かび上がっている。

これを学校種別にみると、盲学校や聾学校では現教職員で対応できていると答えた学校が比較的多いが、養護学校、特別支援学校では【現教職員では若干足りない】と回答する学校が多くなって

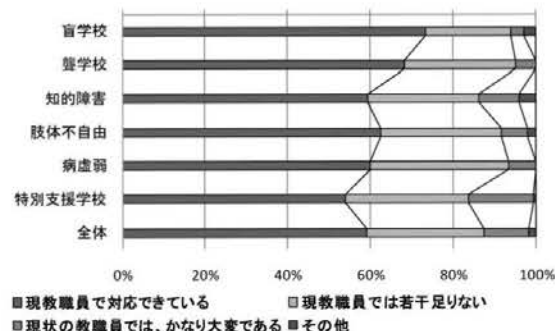


図2 学校運営における現教職員での対応状況

いる。

5. 外部からの人的支援について

5.1 外部からの人的支援受け入れ状況（図3）

外部からの人的支援受け入れ状況を全体でみると、【必要に応じ、受け入れている】が約6割と最も多い。次いで【特に必要もなく、受け入れている】（4割）が続いている。【特に必要はないが、受け入れている】や【受け入れたいが、人がいない】は極少数となっている。

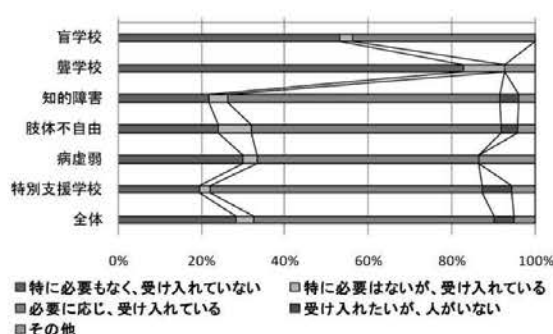


図3 外部からの人的支援の受け入れ状況

5.2 外部支援者の職種と活動内容

① 外部支援者の職種（表3）

外部支援者の職種としては、「学生ボランティア」と「一般ボランティア」が突出して多い。次いで児童生徒の「保護者」、支援者自身の学校の授業としての「体験学習者」、「学生支援員」と続く。

② 支援者の活動内容（図4）

学校での支援者の活動内容を全体でみると、【年中行事】と【課外活動】が多く、次いで【授業】、【生活補助】、【訓練】等での支援活動が続く。

③ 学校側が希望する職種（表4）

学校サイドが求めている支援者の職種についてみると、数は少ないが【一般ボランティア】、【学生ボランティア】を中心に【教職員】、【支援員】、【技術指導員】が挙げられている。

④ 学校側が希望する活動（表5）

学校サイドが支援者に求める支援活動をみると、数は少ないが【行事での支援】、【授業への参加】、【校外活動での支援】、【教科指導】、【事務処理】、【教育相談】、【日常生活の補助】、【介助活動】等

が挙げられている。

表3 活動内容別にみた外部支援者の職種

	主な支援者
年中行事	学生ボランティア(71校)、一般ボランティア(66校)、保護者(25校)、体験学習(4校)など
課外活動	学生ボランティア(47校)、一般ボランティア(28校)、保護者(19校)、体験学習(6校)など
授業	一般ボランティア(18校)、学生ボランティア(11校)、外国人(4校)、保護者(3校)など
訓練	一般ボランティア(5校)、学生ボランティア(4校)、歩行訓練士(1校)、理学療法士(1校)など
職員補助・手伝い	一般ボランティア(15校)、学生ボランティア(13校)、保護者(8校)、学生支援員(2校)など
相談	就職支援コーディネーター、区長、学校評議員、特別支援コーディネーター
生活補助	一般ボランティア(28校)、学生ボランティア(14校)、保護者(5名)、PT(2校)など

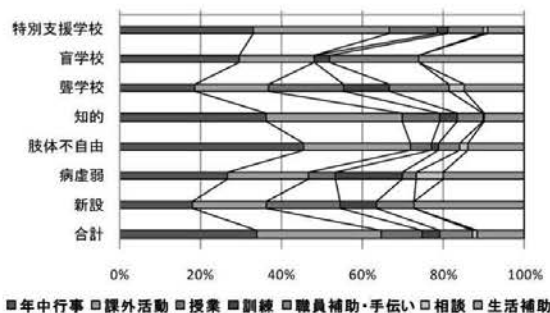


図4 外部からの人的支援者の活動内容

表4 学校側の希望する支援者の職種

	主な学校側の希望する支援者の職種
年中行事	一般ボランティア(4校)
課外活動	学生ボランティア(1校)、技術指導員(1校)、一般ボランティア(1校)
授業	学生ボランティア(2人)
訓練	教職員(1人)
職員補助・手伝い	支援員(1人)、教職員(1人)
相談	教職員(1人)
生活補助	一般ボランティア(1人)

表5 学校側の希望する支援活動

	主な学校側の希望する支援活動
年中行事	行事での支援(5校)
課外活動	クラブ活動への支援(1校)、校外活動での支援(1校)
授業	授業への参加(2校)
訓練	教科指導(1校)
職員補助・手伝い	事務処理(1校)
相談	教育相談(1校)
生活補助	日常生活の補助(1校)、介助活動(1校)

6. 入学希望者への対応状況

6.1 入学希望者数の推移（図5）

平成19年度以降の入学希望者数の推移を全体でみると、「やや減少した」と回答した学校は1割強に過ぎないが、「微増傾向にある」が3割を超えるほか、「かなりの増加傾向にある」と回答した学校も2割あり、全体的にみて入学希望者は増加傾向にあることが分かる。

これを学校種別にみると、最も増加傾向があるのが病虚弱児養護学校を除く知的障害児及び肢体不自由児の両養護学校と特別支援学校である。こ

れに対し、聾学校と盲学校では減少傾向を示す学校の方が勝っていることが明らかとなった。

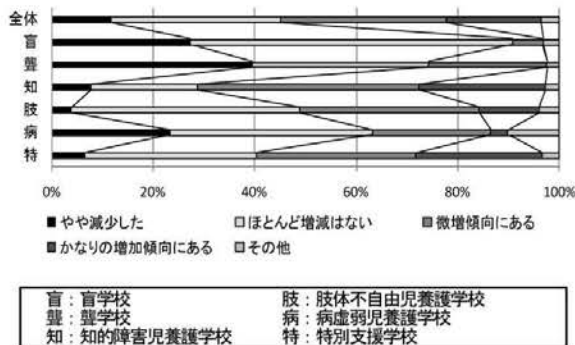


図5 学校種別にみた入学希望者数の推移

6.2 入学希望者受け入れ状況 (図6)

現状での入学希望者の受け入れ状況を全体でみると、「入学希望者は、全て受け入れている」とする学校が最も多く、5割を占めている。次いで「定員を超えても、可能な限り受け入れている」(2割強)が続いている。また、「定員(適正人数)以上は受け入れない」とする学校も1.5割程度みられる。

これを学校種別にみると、病児養護学校以外は「入学希望者は、全て受け入れている」という回答が過半数を占めている。これは病児養護学校は医療的ケアが必要であることから、病院等の医療機関に併設されるのが基本となっている。病児養護学校はこの様な学校環境条件が関連し、入学希望者の受け入れにあたっての制限が他の学校種よりも厳しくなると考えられる。

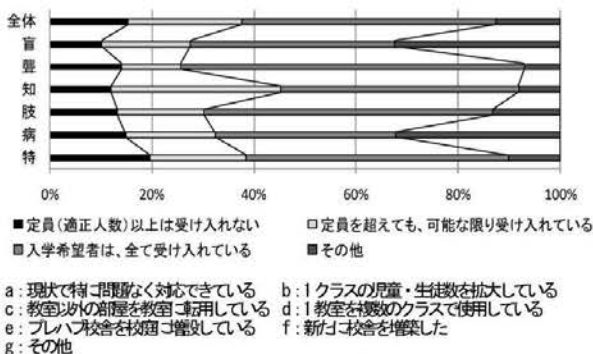


図6 学校種別にみた入学希望者の受け入れ状況

6.3 定員を超えた場合の対応 (図7)

入学者が定員を超えた場合の対応状況を全体でみると、「現状で特に問題なく対応できている」(3

割)を除けば、「教室以外の部屋を教室に転用している」が3割強あり、最も多い。次いで「1クラスの児童生徒数を拡大している」(2割)と回答している。

これを学校種別にみると、盲学校、聾学校及び養護学校の1つである病児養護学校では、6割以上が「現状で特に問題なく対応できている」と回答している。これに対し、知的障害児養護学校と特別支援学校の約8割が、定員を超えた場合は何らかの対応を行っているおり、その最も多い対応は「教室以外の部屋を教室に転用する」というものである。ちなみに、知的障害児養護学校においては4割程度の学校がこの対応をとっている。

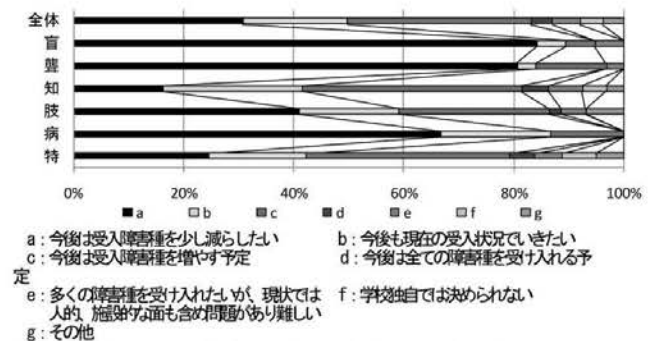


図7 学校種別にみた定員を超えた場合の対応状況

7. 受け入れ障害種について

7.1 受け入れ障害種の変化 (図8)

平成19年度の法改正前後で、受け入れ障害種に変化(多様化)があったかどうかを全体でみると、「受け入れ障害種は以前と変わらない」とする学校が圧倒的に多いことが明らかとなった。これを学校種別にみると、いずれの学校種にお

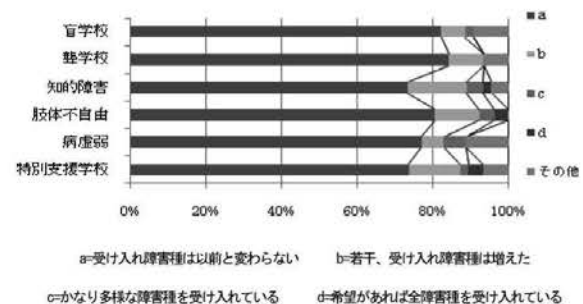


図8 学校種別にみた受け入れ障害種の変化

いても「受け入れ障害種は以前と変わらない」が7割以上を占め大差はみられない。この傾向は、盲学校、聾学校及び肢体不自由児養護学校においてより顕著である。逆に「受け入れ障害種は増えた」と回答した施設はいずれの学校種とも少ないが、知的障害児養護学校と特別支援学校においては同回答が多くなっている。

7.2 受け入れ障害種の現状（表6）

平成19年度の法改正以降の受け入れ障害種の現状をみると、平成19年度以前の旧学校種にかかわる当該障害種のみを受け入れているのは、聾学校と病虚弱児養護学校では半数、盲学校と肢体不自由児養護学校では1/3、知的障害児養護学校でも1/4の学校にのぼる。これに当該障害種を「中心に受け入れている」を加えれば、いずれの学校種でも9割以上に達する。この様に学校種の中では、知的障害児養護学校において比較的受け入れ障害種の多様化が進んでいることが分かる。

表6 学校種別にみた障害種の受け入れ現状

学校種類		受入状況		のみを受け入 れている		を中心に受け 入れている		も受け入れて いる		
盲学 校	視覚障害	11	33%	22	67%	—	—			
	聴覚障害	0	0%	0	0%	15	45%			
	知的障害	0	0%	0	0%	22	67%			
	肢体不自由	0	0%	0	0%	20	61%			
	病虚弱	0	0%	0	0%	15	45%			
聾学 校	視覚障害	0	0%	0	0%	4	9%			
	聴覚障害	21	49%	22	51%	—	—			
	知的障害	0	0%	0	0%	15	35%			
	肢体不自由	0	0%	0	0%	6	14%			
	病虚弱	0	0%	0	0%	7	16%			
養護学 校	知的 障害	視覚障害	0	0%	0	0%	53	33%		
		聴覚障害	0	0%	0	0%	56	35%		
		知的障害	36	24%	112	73%	—	—		
		肢体不自由	0	0%	2	1%	99	62%		
	肢体 不自由	病虚弱	0	0%	1	1%	69	43%		
		視覚障害	0	0%	0	0%	14	27%		
		聴覚障害	0	0%	0	0%	14	27%		
		知的障害	0	0%	5	10%	20	39%		
	病虚 弱	肢体不自由	17	33%	29	56%	—	—		
		病虚弱	0	0%	1	2%	21	41%		
		視覚障害	0	0%	0	0%	6	12%		
		聴覚障害	0	0%	0	0%	4	8%		
特別支援学校	知的障害	0	0%	2	6%	12	24%			
	肢体不自由	0	0%	1	3%	10	20%			
	病虚弱	16	49%	14	42%	—	—			
		71	31%	155	69%	—	—			

7.3 新たに受け入れた障害種（表7）

平成19年度の法改正以降、新たな障害種を受け入れるようになった学校は少ないが、全体的にみると新たに受け入れた障害種としては「肢体不自由」が最も多く、これに「知的障害」、「病虚弱」、「聴覚障害」が続いている。

事例数が少ないため明確にはいえないが、これを学校種別にみると、病虚弱児盲学校は特定の障害に偏ることはなく、聾学校は若干「知的障害」の受入が多い傾向にある。また知的障害児養護学校では「肢体不自由」を、肢体不自由養護学校では「知的障害」を、病虚弱児養護学校では「知的障害」や「肢体不自由」を受け入れる傾向があり、特別支援学校でも同様の傾向がみられる。

表7 学校種別にみた新たに受け入れた障害種

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病虚弱
盲学校	—	1	1	2	1
聾学校	0	—	3	1	0
養護学校	知的障害	4	11	—	20
	肢体不自由	2	1	6	—
	病虚弱	0	0	1	3
	盲	—	0	0	1
	聾	0	—	3	1
特別支援学校	知的障害	0	2	—	10
	肢体不自由	1	1	4	—
	病虚弱	0	0	3	2
	全体	1	3	11	15
総計	7	16	23	41	18

8. 受け入れ困難な障害種について

8.1 医療ケアが必要な児童・生徒の有無（図9）

学校種別にみると、医療ケアが必要な児童・生徒が居る学校は、肢体不自由養護学校が9割以上と突出して多い。次いで病虚弱児養護学校が6割と半数を超えている。

しかし、盲学校、聾学校及び知的障害児養護学校においては、医療ケアが必要な児童・生徒が居る学校はいずれも半数以下となっており、学校種別により大きな差があることが分かる。

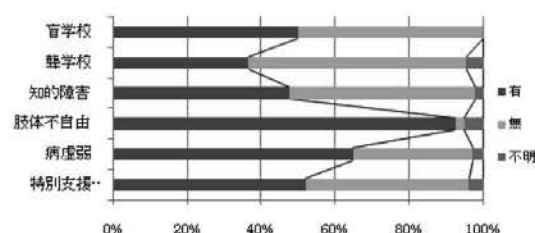


図9 学校種別にみた医療ケアが必要な児童・生徒の有無

8.2 受け入れ困難な障害種（表8）

全体的に受け入れが困難な障害種は「視覚障害」が最も多く、次いで「聴覚障害」、「肢体不自由」が続く。若干比率は下がるものの「病虚弱」も比較的多くみられ、これらが受け入れが難しい障害種のベスト4である。

これを学校種別にみると、盲学校での受け入れ困難な障害種は養護学校関連の障害が、聾学校では養護学校関連の障害と「視覚障害」が多く挙げられている。養護学校では、いずれの学校種でも「視覚障害」と「聴覚障害」を挙げる学校が多く、病虚弱児養護学校ではこれらとともに「肢体不自由」も挙げられている。

表8 学校種別にみた受け入れ困難な障害種

学校種	障害種	a	b	c	d	e	f	g	h
		視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱障害	医療ケアの必要な障害	重度・重複障害	入院していない
盲学校		0.0%	8.0%	0.0%	28.0%	16.0%	28.0%	20.0%	0.0%
聾学校		25.7%	0.0%	2.9%	37.1%	20.0%	11.4%	2.9%	0.0%
養護学校	知的障害	31.7%	23.0%	0.7%	12.9%	17.3%	8.6%	5.8%	0.0%
	肢体不自由	26.4%	19.2%	7.2%	0.0%	4.8%	0.0%	4.8%	0.0%
	病虚弱	26.7%	26.7%	6.7%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
特別支援学校		34.5%	21.2%	4.2%	20.6%	13.3%	2.4%	3.0%	0.6%

8.3 受け入れ困難な障害種の理由（表9）

受け入れが困難な理由を全体的にみると、「施設・設備」からの理由が最も多く、次いで「人員不足」となっている。これを学校種別にみると、いずれの学校種でも「施設・設備」の理由に集中しているが、盲学校、知的障害児養護学校、特別支援学校においては、「人員不足」による理由も多く挙げられている。

これらの受け入れが困難な理由を具体的にみると、まず「施設・設備」では「スロープがない」、「エレベーターがない」、「手すりがない」、「障害者用トイレ等の設備がない」等といった、施設がバリアフリーでないことからくる理由が多く挙げられている。次に「人員不足」についてみると「専門性のある教師がいない」、「教師の確保が難しい」というものが目立っている。なお、「その他」については「県の方針」、「教育課程」の問題が挙げられている。「県の方針」というのは、各都道府県により定められている「施設の設置及び管理に関する条例」に基づき設置されている施設においては、学校独自で受け入れ障害種等を変更、または決定することができない場合がある、といった指摘である。「教育課程」では、多様な障害種を含めた新たなカリキュラムの構築が難しい、といった理由である。

表9 学校種別にみた障害種の受け入れ困難な理由

(表中の「a~h」は上記〔表8〕を参照)

学校種	理由	医療ケアができない	施設・設備面の問題	資金面の問題	人員不足	他に養護学校あり	その他	
盲学校	a	0	0	0	0	0	0	
	b	0	0	0	0	1	1	
	c	0	0	0	0	0	0	
	d	1	7	0	2	0	1	
	e	0	3	0	2	0	1	
	f	0	2	0	3	0	1	
	g	0	3	0	4	0	2	
	h	0	0	0	0	0	0	
	小計	1	15	0	11	1	6	
聾学校	a	1	14	1	3	1	0	
	b	0	0	0	0	0	0	
	c	0	0	0	0	0	0	
	d	3	23	0	4	2	0	
	e	2	12	0	1	2	0	
	f	2	4	0	2	0	0	
	g	0	0	0	0	0	0	
	h	0	0	0	0	0	0	
	小計	8	53	1	10	5	0	
養護学校	知的障害	a	1	49	1	19	2	22
		b	0	36	0	14	2	17
		c	0	0	0	0	0	0
		d	2	18	0	7	2	4
		e	3	20	1	9	2	11
		f	2	3	0	7	0	2
		g	0	8	0	4	0	4
		h	0	0	0	0	0	0
		小計	8	134	2	60	8	60
	肢体不自由	a	0	11	0	2	0	5
		b	0	10	0	2	0	3
		c	0	2	0	0	0	1
		d	0	0	0	0	0	0
		e	0	2	0	1	0	1
		f	0	0	0	0	0	0
		g	1	2	0	1	0	0
		h	0	0	0	0	0	0
		小計	1	27	0	6	0	10
	病虚弱	a	0	6	0	0	0	0
		b	0	6	0	0	0	0
		c	0	1	0	1	0	0
		d	0	5	0	0	0	0
		e	0	0	0	0	0	0
		f	0	0	0	0	0	0
		g	0	0	0	0	0	0
		h	0	0	0	1	0	1
		小計	0	18	0	2	0	1
特別支援学校	a	2	65	0	23	1	16	
	b	3	40	1	13	0	10	
	c	0	1	0	0	0	3	
	d	2	43	0	11	0	10	
	e	1	24	0	11	1	7	
	f	1	4	1	3	0	4	
	g	1	3	0	2	0	1	
	h	0	0	0	0	0	0	
	小計	10	180	2	63	2	51	

9. 今後の多様な障害種の受け入れについて

9.1 今後の障害種受け入れについて（図10）

全体の約6割の学校が「今後も現在の受入状況でいきたい」としている一方、「今後受入障害種を

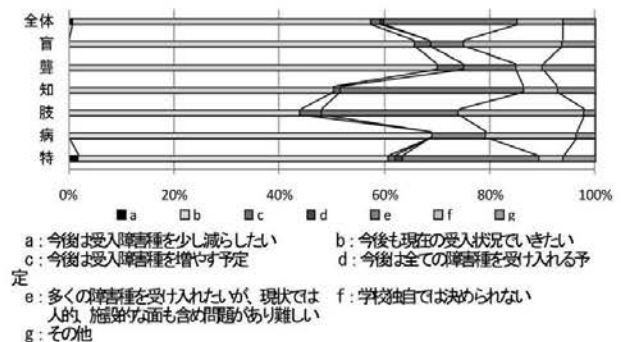


図10 学校種別にみた受け入れ障害種の状況

増やしていきたい」とする学校も3割近くある。ただし、この受け入れに前向きな学校の多くは「多くの障害種を受け入れたいが、現状では人的、施設的な面も含め問題があり、難しい」と回答しており、現実にはなかなか受入障害種の拡大、進展は難しいことを示している。

9.2 多様な障害種の受け入れにあたっての現状の対応状況 (図 11, 表 10, 11, 12)

多様な障害種の受け入れにあたっての現状の対応状況を全体でみると、やはり施設、設備に関連した対応が約7割を占めているが、人的対応も2割以上の学校で行われていることが分かる。

これを学校種別にみると、盲学校は人的対応の割合は少なく、1割にも満たない。その分、施設・設備的対応の占める割合が他の学校種よりも多くなっている。逆に、肢体不自由児養護学校は他の学校種と比べて、施設・設備的対応よりも人的対応を行った学校の割合が高く、3割以上を占めている。

人的対応の内訳をみると、「看護師配置」が全ての学校種で6割強以上を占めている。また施設・設備的対応の内訳をみると、車椅子の児童・生徒を対象にしたものが多く、「スロープ設置」や「障害者用トイレ設置」、「エレベーター設置」等が学校種を問わず多く挙げられている。備品に関する対応では、「教材教具の充実」が約4割、「備品の充実」が約2割を占め、残りは多種多様な内容となっている。

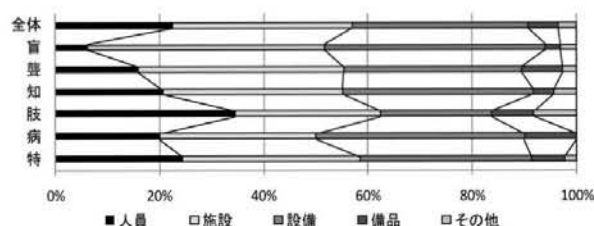


図 11 多様な障害種受け入れにあたっての現状の対応状況

表 10 多様な障害種受け入れにあたっての現状の主な人的対応

※複数回答可、カッコ内は回答校数。1割に満たないものは省略。

	現状の主な人的対応※
盲(2)	看護師配置(2)
聾(6)	看護師配置(4)、教職員配置(1)、専門職教職員配置(1)
知(46)	看護師配置(35)、教職員配置(5)
肢(21)	看護師配置(20)、専門職教職員配置(2)
病(4)	看護師配置(3)、OT・PT・ST配置(1)
特(65)	看護師配置(50)、専門職教職員配置(12)

表 11 多様な障害種受け入れにあたっての現状の主な施設的対応

	現状の主な施設的対応※
盲(15)	スロープ設置(13)、点字ブロック設置(2)、自動ドア設置(2)
聾(15)	スロープ設置(11)、手すり設置(3)、バリアフリー化(2)、寄宿舎改良(2)
知(71)	スロープ設置(52)、手すり設置(12)
肢(17)	スロープ設置(4)、施設改良(3)、バリアフリー化(3)
病(8)	スロープ設置(5)、紫外線対策(2)、校舎新築・増築(1)、炊事訓練室設置(1)
特(91)	スロープ設置(58)、手すり設置(13)

表 12 多様な障害種受け入れにあたっての現状の主な設備的対応

	現状の主な設備的対応※
盲(14)	障害者用トイレ設置(12)、エレベーター設置(7)、洋式トイレ設置(2)
聾(13)	障害者用トイレ設置(10)、エレベーター設置(8)、シャワー設置(2)
知(75)	障害者用トイレ設置(60)、エレベーター設置(43)、空調整備(12)
肢(13)	障害者用トイレ設置(5)、空調整備(4)、エレベーター設置(3)、トイレ整備・改修(3)、設備の充実(2)
病(8)	障害者用トイレ設置(8)、エレベーター設置(2)、車椅子用手洗い設置(1)、シャワー設置(1)、自動消灯設備設置(1)
特(88)	障害者用トイレ設置(67)、エレベーター設置(33)、空調整備(9)

9.3 多様な障害種の受け入れにあたっての今後の対応方策 (図 12, 表 13, 14, 15)

多様な障害種の受け入れにあたっての今後の対応方策・課題の傾向は、前述した現状の対応状況とほぼ同様の傾向にあるが、施設、設備関連の対応は少なくなり、逆に人的対応が多く挙げられている。これを学校種別にみると、盲学校を筆頭に肢体不自由児養護学校、知的障害児養護学校で人的対応が課題として多く挙げられている。

この人的課題の内訳をみると、全体的に「専門職教職員配置」を求める学校が多い。このことから、多様な障害種の受け入れに対応するためには、各障害に関する知識、スキルを持った教職員の配置が必要不可欠の条件だといえる。

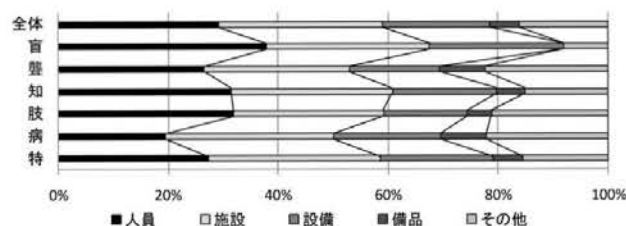


図 12 多様な障害種受け入れにあたっての今後の課題

表 13 多様な障害種受け入れにあたっての今後の主な人的課題

	今後の主な人的課題※
盲(14)	教職員配置(9)、専門職教職員配置(6)、看護師配置(7)
聾(13)	専門職教職員配置(7)、看護師配置(4)、教職員配置(3)
知(83)	専門職教職員配置(48)、看護師配置(27)、教職員配置(18)
肢(21)	専門職教職員配置(15)、教職員配置(5)、看護師配置(3)
病(7)	専門職教職員配置(5)、教職員配置(3)
特(95)	専門職教職員配置(59)、教職員配置(28)、看護師配置(17)

施設、設備、備品に関する対応については、現在までに行った対応よりも対応策や課題等が大規模になり、また指摘数が多くなっている。

表 14 多様な障害種受け入れにあたっての今後の主な人的課題

	今後の主な施設・設備的課題※
盲(11)	施設改良(6)、教室確保・拡充(3)、教室整備・改修(3)、スロープ設置(2)
聾(13)	施設改良(6)、スロープ設置(3)、校舎新築・増築(2)
知(78)	施設改良(41)、教室確保・拡充(20)、スロープ設置(19)
肢(18)	施設改良(11)、校舎新築・増築(3)、教室確保・拡充(2)
病(11)	施設改良(7)、教室確保・拡充(2)
特(109)	施設改良(59)、教室確保・拡充(24)、スロープ設置(15)、校舎新築・増築(12)

表 15 多様な障害種受け入れにあたっての今後の主な人的課題

	今後の主な設備的課題※
盲(9)	エレベーター設置(5)、設備の充実(4)、障害者用トイレ設置(1)、空調整備(1)、車椅子用手洗い設置(1)
聾(8)	エレベーター設置(3)、設備の充実(2)、障害者用トイレ設置(2)、トイレ整備・改修(1)、車椅子用手洗い設置(1)
知(50)	設備の充実(36)、エレベーター設置(9)
肢(10)	設備の充実(9)、トイレ整備・改修(1)
病(7)	設備の充実(6)、給湯設備設置(1)
特(71)	設備の充実(50)、エレベーター設置(12)、障害者用トイレ設置(7)

10. まとめ

平成 19 年度より従来の「盲学校」「聾学校」「養護学校」は、複数の障害種を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換されたが、現時点で「特別支援学校」の名称となっている学校は全体の半数にも満たず、依然として多くの学校が旧来の名称を継承している。特に、「盲学校」「聾学校」で顕著である。

教職員数では、障害との関連から盲学校に手厚く人員が配置されているが、多くの学校から現状の職員では対応が難しいとの声が寄せられている。

この教職員の人手不足を補うものとして外部からの人的支援があるが、必要に応じ受け入れている学校が多い。この支援者の職種は学生、一般を問わずボランティアが突出して多い。

その活動内容は年中行事や課外活動の支援が中心であるが、専門職として授業や訓練等の支援にも携わる者もいる。これは学校側の求める支援者の職種とも合致している。今後、多様な障害種を受け入れていくためには、この様な専門を持った人材が重要になってくるであろう。

現状の障害種の受け入れ状況をみると、平成 19 年度の法改正後も多くの学校では旧来と同様な障害種の受け入れ状況にある。特に、盲学校、聾学校で顕著である。ただし、養護学校では知的障害児養護学校を中心に、少しずつではあるが受け入

れ障害種の拡大が始まっている。

また、今後の多様な障害種の受け入れに対する学校側の意向は、現状維持派が 6 割、推進派が 3 割となっている。しかし、いずれの回答においてもその背後には、施設・設備と人の両面の問題と、学校種により受け入れが難しい障害種の存在の問題があり、現実的には多様な障害種の受け入れ拡大は難しいという意識がある。

以上の様に、現時点では多様な障害種の受け入れという本来の「特別支援学校」とはほど遠い状況にあることが分かった。この背景には、都道府県の意向や学習指導要領等の年次進行の問題、そして新たなカリキュラムの構築等の課題もあるが、今後多様な障害種の受け入れを進めていくためには、施設・設備的側面と専門職種を含む人員的側面の課題をクリアしていく必要があることが、本研究から明らかになった。

参考文献

- 1) 全国学校データ研究所：全国学校総覧（平成 20 年度版）、原書房
- 2) 野村みどり編：バリアフリーの生活環境論 第 3 版、医師薬出版（2004）
- 3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター：学校の管理下の災害—21 基本統計
- 4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター：学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点（平成 20 年版）
- 5) 中央教育審議会答申：特別支援教育を推進するための制度の在り方について（2005）
- 6) 文部科学省初等中等教育局長通知：学校教育法施行規則の一部改正について（2006）
- 7) 法律第 80 号：学校教育法等の一部を改正する法律（2006）
- 8) 文部科学事務次官通知：特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（2006）
- 9) 文部科学事務次官通知：学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について（2007）
- 10) 文部科学省初等中等教育局長通知：特別支援教育の推進について（2007）

注記

注1) 平成 13 年 10 月に「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、特別支援教育の在り方の検討を始めた。平成 15 年 3 月「今後の特別支

援教育の在り方について（最終報告）」が取りまとめられた。

注2) 上記会議の検討結果を踏まえ、平成16年2月に中央教育審議会に「特別支援教育特別委員会」が設置され、平成17年12月に「特別教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が取りまとめられた。

注3) 養護学校は、知的障害児養護学校、肢体不自由児養護学校、病虚弱児養護学校の3種類に分けられる。

注4) LD: Learning Disorders (Learning Disabilities) の略。学習障害と訳され、知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推測するといった特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す障害。

ADHD: Attention Deficit/Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥多動性障害と訳され、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害。

[受理年月日 2010年9月22日]

